

番の州臨海工業団地
(宇多津地区)
追加分譲要領

令和6年7月

香川県商工労働部企業立地推進課

目 次

	ページ
1 分譲物件	1
2 応募資格等	1
3 分譲条件	3
4 契約上の主な条件等	4
5 公募の手順及びスケジュール	5
6 分譲要領の配布	5
7 応募登録	5
8 契約の内容等に関する質疑の受付	6
9 提案書類等提出	6
10 現地説明について	7
11 失格事由	7
12 分譲先の決定方法等	7
13 契約の締結等	9

様式

「応募登録申込書」(様式1)	10
「誓約書」(様式2)	11
「役員一覧」(様式3)	12
「質疑書」(様式4)	13
「活用計画提案申込書」(様式5)	14
「活用計画提案書」(様式6)	15
「提案者の概要」(様式7)	19
「土地売買契約書(案)」	23

番の州臨海工業団地(宇多津地区) の分譲に当たっての留意事項 29

提案書類等作成要領 33

位置図等 35

番の州臨海工業団地（宇多津地区）追加分譲要領に関して、有効に活用する事業者を次のとおり募集し、県が設置する審査委員会による選定の結果、最も優れた提案であると認めた事業者に売却します。

1 分譲物件

(1) 区画、面積及び売却価格

所在地	地目	公簿面積 (㎡)	用途地域	分譲価格 (円)
綾歌郡宇多津町字吉田 4001 番 104	宅地	15,621.05	工業専用地域	348,000,000
綾歌郡宇多津町字吉田 4001 番 105	宅地	537.72	工業専用地域	
綾歌郡宇多津町字吉田 4001 番 106	宅地	7,479.05	工業専用地域	
綾歌郡宇多津町字吉田 4001 番 107	宅地	1,362.74	工業専用地域	
	合計	25,000.56		

(2) 都市計画法等に基づく制限

工業専用地域（容積率200%、建ぺい率60%）

(3) インフラ

①工業用水 供給可能（引込管延長が必要）

②上水道 供給可能

③排水 下水処理を原則としますが、受入量には制限があります。

（雨水については排水渠整備の必要あり。29ページ以降の留意事項参照。）

④電力 6,600Vで供給可能です。ただし、電力容量が大きい場合、供給開始まで日数を要する場合があります。

2 応募資格等

(1) 分譲申込みには、次の条件をすべて備えていることが必要です。

① 分譲用地を原則として、流通業の物流施設や製造業の生産施設の用に供する者であること。

② 分譲用地の取得、施設の建設及び事業の運営に必要な資力、能力及び信用を有していること。

③ 県税の滞納がないこと。

④ 土地引渡しの日から3年以内に上記の施設の用途（以下「指定用途」という。）

に供し、継続して事業のために利用できる者であること。

(2) その他

次のいずれかに該当する者は、応募することができません。

なお、応募資格の確認のため、関係機関に照会する場合があります。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人）、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴

- 力団対策法」という。) 第32条第1項各号に掲げる者
- ② 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、次に掲げる者は除く。
- ア 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
- イ 民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けた者
- ③ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号(下記ア～キ)のいずれかに該当すると認められた者で、その事実があった後3年を経過していない者
- ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- キ 前各号の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ④ 上記③に該当する者を代理人、支配人その他の使用人又は申込代理人として使用する者
- ⑤ 本分譲物件に関し、地方自治法第238条の3第1項の規定により公有財産を譲り受けることができないとされた香川県職員である者
- ⑥ 暴力団対策法第2条に規定する暴力団及びその構成員
- ⑦ 香川県における「県有財産等の売払いにおける暴力団等の排除に関する要綱」の別表(以下「別表」という。)に該当する者
- 注：別表に該当する者とは、次のとおりです
- ア 代表一般役員等(応募者の代表役員等(応募者が個人である場合にはその者を、応募者が法人である場合には代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。)をいう。)、一般役員等(法人の役員(執行役員を含む。))又はその支店若しくは営業所を代表する者(代表役員等に含まれる場合を除く。)をいう。))又は経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。)が暴力団関係者(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))又は暴力団員以外の者で同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。))と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。)であると認められるもの。
- イ 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるもの。
- ウ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるもの。

エ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの。

オ 契約の相手方がアからエまでのいずれかに該当する者であると知りながら、当該者と下請契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められるもの。

カ アからエまでのいずれかに該当する者と下請契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合（オに該当する場合を除く。）において、県が当該下請契約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないように求めたにもかかわらず、これに従わなかったもの。

- ⑧ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号。以下「団体規制法」という。）第5条に規定する観察処分を受けた団体及び代表一般役員等が当該団体の役員又は構成員である者。
- ⑨ 法人にあつては、香川県及び本店所在地の都道府県税、所得税、法人税、消費税及び地方消費税、源泉所得税及び復興特別所得税（強制徴収分）を滞納している者
個人にあつては、住所地の都道府県税、申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、源泉所得税及び復興特別所得税（強制徴収分）を滞納している者

3 分譲条件

(1) 本分譲地の利用条件

本分譲地の用途は、原則、流通業の物流施設や製造業の生産施設とします。

(2) 法令で規制されている用途の他、以下の用途については認められません。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用
- ② 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用
- ③ 団体規制法第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用
- ④ 競馬法（昭和23年法律第158号）第6条及び第22条に規定する勝馬投票券、自転車競技法（昭和23年法律第209号）第8条に規定する車券又はモーターボート競走法（昭和26年法律第242号）第10条に規定する舟券の発売所その他これらに類する用
- ⑤ 法令や公序良俗に反する業の用

(3) 施設の整備、運営等の事業実施に当たっては、可能な限り県内企業（香川県内に本店又は主たる事業所を有する法人等）の活用や県民の雇用に配慮してください。

(4) 分譲物件の引渡し後、工事着手までの間、適正な管理を行い、周辺環境悪化を招かないよう努めてください。

(5) 施設の整備、運営等の事業実施に当たっては、地域住民等に対し、十分な説明を行い、理解を得るよう努めてください。

4 契約上の主な条件等

(1) 以下の条件に違反した場合は、売買物件を買戻すことがあります。

- ① 分譲物件の引渡しを受けた日から3年以内に指定する用途に供すること。
- ② 指定期間（本契約となった日から10年間）、指定された用途に供すること。
- ③ 指定期間が満了するまで、売買物件を第三者に譲渡し、担保に供し、若しくは事実上の処分を

し、又は第三者の使用若しくは収益に供してはならないこと。ただし、やむを得ない事情がある場合は、あらかじめ書面により県と協議の上、その承認を得ること。

④ 買戻代金の請求権への質権設定等に際しては、県の承諾が必要であること。

⑤ 分譲物件を、契約により制限した用途に供すること。

(2) (1) に掲げる条件のほか、その他の契約上の義務に違反した場合には、契約を解除することがあります。

(3) 買受人は上記(1)の条件に違反して売買物件を買戻し等された場合は売買代金の30%に相当する額を、また、上記(2)の条件その他契約上の義務を履行しない等の理由で契約を解除されたときは売買代金の10%に相当する額を違約金として県に支払わなければなりません。

(4) 買受人は、契約を解除された場合は、分譲物件を原状に回復して返還しなければなりません。ただし、県が承認したときは、この限りではありません。

(5) 買受人は、契約に定める義務を履行しないために県に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として県に支払わなければなりません。

(6) 県及び買受人は、この土地の土壌及び地中に関して以下の事項があることを確認します。

① この土地は、浚渫土砂により埋立てられた埋立地であり、土地造成の経緯から、県が通常の注意をもってしても知り得ないような物質や地中埋設物が存在する可能性があること。

② 県はこの土地に対する土壌調査を実施していないこと。

③ 買受人が必要とする土壌調査を行う場合には、その費用は買受人の負担によること。

(7) 買受人は、土地の引渡しを受けた後は良好な状態で管理しなければなりません。

(8) 本物件は、敷地南側で宇多津町道に2箇所接していますが、本物件の西・南側は、盛土のうえ緑地帯となっていることから、本物件での工場の建築等の際には、盛土等の除去等造成工事が必要になります。造成工事の際には、各種法令に規定された必要な手続きを行ったうえで、周辺地権者と十分に調整を行ってください。

(9) 本物件は、東側町道と県有地（大東川浄化センター構内通路）を介して接しているため、東側町道を利用する場合は、県と通行に関する覚書を締結していただく必要があります。また県有地内に配管等を埋設する場合は、県有地の貸付け等の手続きが必要になります。

(10) 本物件は、大東川浄化センターの敷地の一部として整備されており、構内通路、排水施設（一部暗渠配管含む）、緑地帯、駐車場舗装等が整備されていますが、現状有姿での分譲となります。

5 公募の手順及びスケジュール

分譲要領の配布	令和6年7月19日（金）～令和6年8月9日（金）
応募登録	令和6年7月19日（金）～令和6年8月9日（金）
契約の内容等に関する質疑の受付	令和6年7月19日（金）～令和6年8月9日（金）
提案書類等提出	応募登録完了～令和6年9月2日（月）
選定結果通知	令和6年9月下旬頃
仮契約の締結	令和6年9月下旬以降
県議会の議決（本契約）	令和6年12月以降
売却物件の引渡し	売買代金納入日（本契約となった日から30日以内）

※1 このスケジュールは目安であり、予告なく変更することがある。

2 応募登録をしていない者の提案書類等は受け付けない。

6 分譲要領の配布

(1) 本要領は次のとおり配布しています。

- ① 配布期間 令和6年7月19日（金）～令和6年8月9日（金）まで
午前9時から午後5時まで
（香川県の休日を定める条例（平成元年香川県条例第1号）第1条第1項各号に規定する県の休日（以下「休日」という。）及び正午から午後1時までの間を除く）
- ② 配布場所 香川県商工労働部 企業立地推進課 総務・立地支援グループ
住所 〒760-8570
香川県高松市番町四丁目1番10号（香川県庁東館6階）
電話 087-832-3357 FAX 087-806-0210

なお、香川県商工労働部企業立地推進課ホームページ

(<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kigyoritti/index.html>) からダウンロードが可能です。

7 応募登録

応募しようとする者は、応募登録期間中に、別添様式に必要書類を付して、6で示した場所に持参又は郵送等（郵便の場合は書留、信書便の場合はこれに準ずる方法に限る。）により提出する（期限必着）ことで、応募登録しなければならない。

応募登録をしていない者の提案書類等は受け付けない。

なお、郵送等による提出の場合、応募登録期間を過ぎてから6で示した場所に到達したもの、必要書類が揃っていないもの、記入内容に不備があるもの又は記入が不明瞭なものは受け付けない。

(1) 応募登録期間

令和6年7月19日（金）～令和6年8月9日（金）

午前9時から午後5時まで（持参の場合は休日及び正午から午後1時までの間を除く）

(2) 提出書類及び部数

- ① 応募登録申込書（様式1） 正本1部
② 誓約書（様式2） 正本1部
③ 関係書類（申請日前3か月以内に発行されたもの） 正本各1部

(法人の場合)

- ・法人の登記事項証明書（全部事項）
- ・印鑑証明書
- ・役員一覧（様式3）
- ・香川県及び本店所在地の都道府県税（全ての税目）に未納がないことの証明書
- ・法人税、消費税及び地方消費税、源泉所得税及び復興特別所得税（強制徴収分）に未納がないことの証明書

(個人の場合)

- ・住民票の写し
- ・印鑑登録証明書
- ・住所地の都道府県税（全ての税目）に未納がないことの証明書
- ・申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、源泉所得税及び復興特別所得税（強制徴収分）に未納がないことの証明書

(3) 応募料

応募料は無料とする。

(4) 登録通知

県は、登録の申込みをした法人等のうち、応募資格を満たしていると判断する法人等を登録し、令和6年8月中旬頃を目途に、登録した者（以下「応募登録者」という。）に対して登録通知書を送付する。

(5) 登録内容の変更

応募登録申込書の記入内容に変更を生じた場合は、提案書類等の提出日の1週間前までに、文書により県に届け出て、承認を受けなければならない。

(6) 登録の辞退

登録を辞退する場合は、速やかに文書により県に届け出なければならない。

8 契約の内容等に関する質疑の受付

(1) 質疑の受付期間等については次のとおりとします。

- ① 受付期間 令和6年7月19日（金）～令和6年8月9日（金）
午前9時から午後5時まで
(持参の場合は休日及び正午から午後1時までの間を除く)
郵送の場合は令和6年8月9日（金）必着
- ② 質疑方法 質疑の要旨を質疑書（様式4）に簡潔にまとめ、6に示す場所に郵送又は持参してください。口頭、電話等による質疑はお受けできません。
- ③ 回答 質疑に対する回答は香川県商工労働部企業立地推進課ホームページにおいて回答します。

なお、香川県商工労働部企業立地推進課ホームページ

(<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kigyoritti/index.html>) に掲載予定です。

9 提案書類等提出

活用計画を提案する法人等は、提案書類等を提出期限までに、6で示した場所に持参により提出しなければならない。(期限必着)

(1) 提出期間

応募登録完了～令和6年9月2日（月）

午前9時から午後5時まで（休日及び正午から午後1時までの間を除く）

(2) 提案書類等の種類及び部数

①活用計画提案申込書（様式5）	正本1部
②活用計画提案書（様式6）	10部
③施設計画図面（全体計画図、建物等平面図等）	10部
④添付資料	1部

ア 提案者の概要（様式7）

イ 定款若しくは寄附行為の写し又はこれらに相当する書類

ウ 直近3期分の財務状況を明らかにした書類

法人：財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細書等）

個人：所得税確定申告書（青色申告決算書、収支内訳書を含む。）の写し

エ 会社案内、経歴書、製品案内書等

※ ②、③には、提案者氏名若しくは社名又は製品名等、提案者が判別できるような表記を行わないよう注意すること。

(3) 留意事項

- ① 提案書類等作成要領（33ページ以降）に従って作成してください。
- ② 1者につき1提案しかできません。
- ③ 提出された提案書類等は返却しません。
- ④ 提出済みの提出書類の修正又は変更は、軽微な補正を除き認めません。
- ⑤ 1区画をさらに分割した分譲は行いません。
- ⑥ 本提案に要する費用は提案者の負担とします。

10 現地説明について

本業務の企画提案を実施するにあたり、現地説明は行いません。

11 失格事由

次のいずれかに該当するときは、提案内容は無効とし、選定の対象としません。

- (1) 提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (2) 提案書類等に記載すべき内容が記載されていないなど、提案書類等が募集要項で示した要件に適合しないとき。
- (3) 提案書類等に虚偽又は不正があったとき。
- (4) 募集要項に定める手続き以外の方法により、審査委員会の委員又は香川県職員等の関係者と直接、間接を問わず連絡を求めたとき。

12 分譲先の決定方法等

- (1) 県が設置する審査委員会において、提案者の中から分譲先となる事業者を選定します。

ただし、11の失格事由に該当する等、申込資格を満たしていない者については審査の対象外とします。

なお、審査に際し、提案者による提案内容のプレゼンテーションを行っていただく予定です。

○審査の観点

審査内容	審査項目
①経営状況、事業実績に基づく資力・信用力 事業実施企業の安全性・確実性	<ul style="list-style-type: none"> ・安定的な経営基盤を有している。 ・本提案に係る事業費をまかなえるだけの十分な資力、資金調達力を有している。 ・本事業を運営するための十分な実績、社会的信用力を有している。
②県経済への貢献 県経済の活性化に資する取組み 番の州臨海工業団地の立地を生かした取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・県内経済の活性化や、県民の雇用に資する計画となっている。 <p>《期待する取組例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民の雇用に配慮した取組み。 ・県内企業との取引等々に配慮した取組み。 ・フルインター化が予定されている坂出北 IC を活用した物流ネットワークの整備。
③事業計画、資金・収支計画の健全性 当該事業計画の実現可能性等	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容が将来にわたり、安定性・確実性が望める提案となっている。 ・適切な資金計画となっている。 ・適切な収支計画となっている。
④安全管理、交通管理、環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・安全管理、交通管理について、その対策が具体的かつ十分なものとなっている。 ・施設の緑化や騒音対策など、周辺環境に配慮した計画となっている。 ・脱炭素への取組みなど、地球環境に配慮した計画となっている。

(2) 審査委員会は、必要と認めるときは、提案者に対して、提案の内容について追加資料の提出を求めることがあります。

(3) 審査の結果、ふさわしい提案がない場合は、該当なしとすることがあります。

1.3 契約の締結等

(1) 買受人の決定

県は、審査委員会の選定結果に基づき、買受人を決定します。決定した結果については、提案者全員に対して文書で通知します。なお、決定理由や決定結果に対する問い合わせ、異議には一切応じません。

また、決定後、選定結果（①決定した事業者が法人の場合はその名称又は商号及び所在地、②決定した事業者が個人の場合は氏名及び住所、③決定した事業者の提案内容及びその審査結果（得点）、

④提案者数、⑤提案者の業種) などについて、公表や問い合わせへの回答を行います。

(2) 契約の締結

契約は選定結果通知書が届いた日から、県が指定する日までに別紙様式の土地売買契約書（申込みの形態により内容を変更する場合があります。）により仮契約を締結していただきます。なお、県が指定する日までに契約を締結しない場合は、買受人としての効力を失います。

なお、この仮契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、香川県議会の議決があったうえで、買受人に対しこの契約を本契約とする旨の意思表示をしたときに、本契約となります。

(3) 売買代金の支払方法

売買契約締結前に契約金額の100分の10に相当する金額以上の契約保証金を納付した後、本契約になった日から30日以内に県が指定する方法にて売買代金の残額を一括してお支払いいただきます。

なお、契約保証金については契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは全部又は一部について免除することがあります。

(4) 所有権の移転等

① 本物件は、売買代金を完納したときに所有権の移転があったものとし、直ちに物件を現状のまま引き渡します。なお、売却物件の引渡し前に、地盤調査等を行う必要がある場合は、仮契約締結後、県に協議してください。

② 所有権の移転登記は、物件の引渡し後、買受人により行っていただきます。

③ 売買契約書（県保管用のもの1部）に貼付けする収入印紙及び所有権移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、買受人の負担になります。

●問い合わせ先

〒760-8570

高松市番町四丁目1-10 県庁東館6階

香川県商工労働部企業立地推進課

総務・立地支援グループ

TEL 087-832-3357

(様式1)

応 募 登 録 申 込 書

令和 年 月 日

香 川 県 知 事 殿

住所又は所在地

氏名又は名称

〔法人にあつては〕
代表者の氏名

㊞

件 名 番の州臨海工業団地（宇多津地区）追加分譲

上記分譲に応募登録したいので、分譲要領記載の内容を了知の上、次の書類を添付して申し込みます。

記

- 1 誓約書（様式2） 正本1部
- 2 関係書類（申請日前3ヶ月以内に発行されたもの） 正本各1部
（法人の場合）
 - ① 法人の登記事項証明書（全部事項）
 - ② 印鑑証明書
 - ③ 役員一覧（様式3）
 - ④ 香川県及び本店所在地の都道府県税（全ての税目）に未納がないことの証明書
 - ⑤ 法人税、消費税及び地方消費税、源泉所得税及び復興特別所得税（強制徴収分）に未納がないことの証明書
- （個人の場合）
 - ① 住民票の写し
 - ② 印鑑登録証明書
 - ③ 住所地の都道府県税（全ての税目）に未納がないことの証明書
 - ④ 申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、源泉所得税及び復興特別所得税（強制徴収分）に未納がないことの証明書

(様式2)

誓 約 書

令和 年 月 日

香 川 県 知 事 殿

住所又は所在地

氏名又は名称

〔法人にあつては〕
代表者の氏名

印

件 名 番の州臨海工業団地（宇多津地区）追加分譲

上記分譲に係る応募登録の申し込みに当たって、分譲要領の応募資格を満たしていることを誓約します。

(様式4)

質 疑 書

令和 年 月 日

香川県商工労働部企業立地推進課長 殿

住所又は所在地

氏名又は名称

〔法人にあつては〕
代表者の氏名

印

担当者名

連絡先

分譲要領の 該当項目	
内 容	

※質疑事項は、様式1枚につき1項目とし、簡潔かつ具体的に記入すること。

また、項目欄には、分譲要領の関連項目、関連ページを記入すること。

(様式5)

活用計画提案申込書

令和 年 月 日

香川県知事 殿

住所又は所在地

氏名又は名称

〔法人にあっては〕
代表者の氏名

㊞

件名 番の州臨海工業団地（宇多津地区）追加分譲

上記分譲について、次のとおり提案書類等を提出します。

記

- | | | |
|---|---|-----|
| 1 | 活用計画提案書（様式6） | 10部 |
| 2 | 施設計画図面（全体計画図、建物等平面図等） | 10部 |
| 3 | 添付資料 | 各1部 |
| ① | 提案者の概要（様式7） | |
| ② | 定款若しくは寄附行為の写し又はこれらに相当する書類 | |
| ③ | 直近3期分の財務状況を明らかにした書類
法人：財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、
株主資本等変動計算書及び附属明細書等）
個人：所得税確定申告書（青色申告決算書、収支内訳書を含む。）の写し | |
| ④ | 会社案内、経歴書、製品案内書等 | |

（注）1 1及び2の書類には、提案者氏名若しくは社名等、提案者が判別できるような表記を行わないよう注意すること。

④県経済への貢献

(県経済の活性化に係る取組み、番の州工業団地の立地を生かした取組み等)

⑤施設の整備、運営等事業実施に当たり、県内企業（香川県内に本店又は主たる事務所を有する法人等）の活用や県民の雇用に配慮している点

⑥その他（特にPRする点、配慮している点、これまでの実績等）

3 生産計画（建設する施設が生産施設の場合のみ）					
製造工程の概略					

4 売上計画					(単位：千円)
	今期	次期	次々期	期	期
売上額					
営業利益額					
税引後利益額					
減価償却額					

5 投資計画						
区分		規模（数量）	投資額(千円)			
			今期	次期	期	期
土地						
建築物	工場					
	倉庫					
	事務所					
	その他					
機械設備		基・式				
		基・式				
		基・式				
緑地・駐車場		m ²				
その他		m ²				
計						

6 資金調達計画		(単位：千円)				
区 分		今期	次期	期	期	期
自己資金	増 資					
	資 産 処 分					
	手 持 余 裕 金					
	そ の 他					
計						
借入金等	助 成 金					
	県 制 度 融 資					
	銀 行					
	そ の 他					
計						
総 計						

7 資金償還計画（長期借入金のみ）		(単位：千円)				
	借入先	借入残高	借入期間	金利	当初借入額	償 還 方 法
既 存 借 入 金						
新 規 借 入 金						

* 枠内に記入できない場合は、別紙等を利用して下さい。

(様式7)

提 案 者 の 概 要

氏名又は名称 _____

1 提案者の概要

業 種	
設 立	年 月 日
資 本 金	(令和 年 月 日現在) 資 本 金 円 発行済株式数 株 株式上場の状況 年 月 日 証券取引所 第 部 上場
業 績	第 期 (年 月 ~ 年 月) 売 上 高 円 利 益 円
従 業 員	(令和 年 月 日現在) 全従業員数 人

2 提案者の事業概要

(1) 提案者の沿革

年月日	重 要 事 項

(注) 設立（創業）から現在までの重要事項を年代順に記入してください。なお、重要事項とは次のようなことです。

- ・ 設立（創業）の経緯、時期
- ・ 組織の変更、本社所在地の変更
- ・ 資本金の変遷
- ・ 合併、分離等
- ・ 事業所等（工場、研究所、営業所等）の新增設、閉鎖

(2) 事業所等の概要

事業所等の名称	所在地	土地(m ²)	建物(m ²)	生産(取扱)品目
合 計	工場 研究所 営業所 その他	か所 か所 か所 か所		

- (注) ①「所在地」は、市町村名まで記入してください。
 ②借地借家については、() を付して内数で記入してください。
 ③事業所等が多数の場合は、主な事業所等を記入してください。

(3) 有形固定資産の償却概要

(単位：百万円)

最近3期	償却範囲額	償却実施額	償却方法
期(~)			
期(~)			
期(~)			

(注) 決算計上額を記入してください。

(4) 取引先の概要

(単位：百万円)

取引先の名称等	取引先の所在地	取引年数(年)	最近3期の取引額		
			~	~	~
その他	社				
合 計	社				

- (注) ①取引先のうち、販売額の上位3社について記入してください。
 ②「取引先の所在地」は、市町村名まで記入してください。
 ③合計欄には、決算計上額を記入してください。

3 役員名簿

(令和 年 月 日現在)

役職名	氏名	生年月日	略歴		自社株所有数 (単位：千株)
	住所	年・月	事項		
①代表権 有・無 ②常勤・非常勤					
①代表権 有・無 ②常勤・非常勤					
①代表権 有・無 ②常勤・非常勤					
①代表権 有・無 ②常勤・非常勤					
①代表権 有・無 ②常勤・非常勤					
上記のほか取締役 名 (うち非常勤 名)、監査役 名 役員合計 名					

(注) ①主な役員5名について、記載してください。

②「代表権 有・無」と「常勤・非常勤」は、該当する方を○で囲んでください。

③「略歴」の欄には、最終学歴と主な職歴を記載してください。

4 主たる株主名簿 (上位10名)

(令和 年 月 日現在)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)	会社との関係
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			
⑨			
⑩			
上記のほか 名			—
合計 名		100.0	—

5 株主構成

(令和 年 月 日現在)

区 分	株 主 数	持 株 数	比率 (%)
役員			
従業員			
関連会社			
取引先			
金融機関			
その他			

6 金融機関との取引状況

(令和 年 月 日現在) (単位：百万円)

金融機関名	預金残高	借入金残高

(注) 上位3行について記入してください。

土地売買契約書（案）

売主 香川県（以下「甲」という。）と買主 （以下「乙」という。）とは、次の条項により県有財産を売買物件とする売買契約を締結する。

（番の州臨海工業団地（宇多津地区）追加分譲要領記載の内容、条件）

第1条 番の州臨海工業団地（宇多津地区）追加分譲要領の内容、条件については当然この契約書の内容になるものとする。

（売買物件）

第2条 売買物件は、末尾記載のとおりとする。

2 乙は、売買物件に工作物等が存在していることを承知して、現状有姿のまま、この物件を買い受けるものとする。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 円とする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金の額は、金 円とする。

2 前項の契約保証金には、利子を付さないものとする。

3 第1項の契約保証金は、第19条に定める損害賠償の額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

4 乙が第4条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金は甲に帰属するものとする。

（売買代金の支払い）

第5条 乙は、第2条の売買代金から前条第1項の契約保証金を控除した金 円を甲の発行する納入通知書により本契約となった日から30日以内（以下「納期限」という。）に甲の指定する場所において支払うものとする。

2 乙は、やむを得ない事由により前項に定める納期限までに支払うことができないときは、あらかじめ詳細な理由を付した書面及び支払予定日を記載した書面を甲に申請し、書面による承認を得なければならない。この場合において、乙は、支払予定日までに第6条に定める遅延損害金と合わせて前項に定める金額を支払うこと。

3 契約保証金は、乙が第1項に定める金額（第6条の遅延損害金がある場合は、これを含む。）を支払ったときに、甲において売買代金の一部に充当するものとする。

（遅延損害金）

第6条 乙は、売買代金を納期限までに支払わないときは、納期限の翌日から支払いの日までの日数に応じ、未払い金額に当該納期限が経過した日における民法（明治29年法律第89号）第404条に定める法定利率を乗じて計算した額を遅延損害金として甲に支払わなければならない。

（所有権の移転及び引渡し）

第7条 売買物件の所有権は、乙が売買代金（前条の遅延損害金がある場合は、これを含む。）の支払いを完了したときに、甲から乙に移転するものとする。

2 売買物件は、前項の規定によりその所有権が移転したときに、現状有姿のまま甲から乙に引渡しがあったものとする。

(所有権移転登記)

第8条 甲は、売買土地の所有権が移転した後、速やかに、売買物件の所有権移転登記に必要な書類を乙に交付するものとする。

2 乙は、前項の書類の交付を受けたときは、遅滞なく、売買物件の所有権移転登記を行うものとする。この場合において、当該登記に要する費用は、乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第9条 甲は、売買物件に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態があるときは、売買物件の引渡しを完了した日から2年間、その責めを負うものとする。

(用途指定等)

第10条 乙は、売買物件を分譲申込書に添付した事業計画に記載したとおりの用途（以下「指定用途」という。）に供しなければならない。

2 乙は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

3 乙は、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の事務所の用に供してはならない。

4 乙は、売買物件を無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号。以下「団体規制法」という。）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供してはならない。

5 乙は、売買物件を競馬法（昭和23年法律第158号）第6条及び第22条に規定する勝馬投票券、自転車競技法（昭和23年法律第209号）第8条に規定する車券又はモーターボート競走法（昭和26年法律第242号）第10条に規定する舟券の発売所その他これらに類する用に供してはならない。

6 乙は、売買物件を法令や公序良俗に反する業の用に供してはならない。

7 乙は、売買物件の引渡しを受けた日から3年以内（以下「指定期日」という。）に、売買物件を指定用途に供しなければならない。

8 乙は、この契約が本契約となった日から10年間（以下「指定期間」という。）は引き続き指定用途に供しなければならない。

9 乙は、第2項から第6項に規定する用途に供されることを知りながら、売買物件の第三者への所有権移転又は貸付をしてはならない。

(売買物件の貸付)

第11条 乙は、売買物件を第三者に貸し付けるときは、前条に定められた義務内容を借主に義務付けなければならない。

(指定用途の変更等)

第12条 乙は、経済情勢の著しい変動その他やむを得ない事由により、前条に規定する指定用途、指定期日又は指定期間の変更を必要とするときは、あらかじめ変更を必要とする理由及び変更後の計画を記載した書面を甲に提出し、甲の書面による承諾を得なければならない。

(処分制限)

第13条 乙は、用途指定期間は、売買物件について、売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転をし、担保に供し、若しくは事実上の処分をし、又は地上権、質権、使用貸借による権利、その他使用収益を目的とする権利の設定をし、第三者の使用若しくは収益に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、甲が本契約第19条第1項の規定により乙から売買物件を買戻したときに、乙が甲に対して有することとなる売買代金の返還請求権を第三者に譲渡し、担保に供し、又は事実上の処分をしてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者が右欄に掲げる施設（当該施設の付帯施設を含む。）を設置する場合には、甲の承認を要しないものとする。

電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第10号に規定する電気事業者	電線路
ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第11項に規定するガス事業者	ガスの導管
水道法（昭和32年法律第177号）第3条第5項に規定する水道事業者	水道（工業用水道を含む。）の導管
下水道法（昭和33年法律第79号）第3条第1項に規定する公共下水道管理者	下水の排水施設
電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者	電気通信線路

(公害防止等)

第14条 乙は、売買物件に公害防止施設を整備する等公害防止について万全を期するものとする。

2 乙は、売買物件に設置された施設に関し甲又は関係市町から公害防止に関する協定等の締結の申出があったときは、速やかに、これに応じるものとする。

3 乙は、売買物件における施設の設置又は操業により公害が発生したときは、速やかに、その施設等を改善するとともに、損害賠償等これに関連する問題を自己の責任において解決するものとする。

(環境美化)

第15条 乙は、売買物件に関し、立地環境の保全に留意してその美化に努めなければならない。

(実地調査等)

第16条 甲は、本契約第10条並びに第13条第1項及び第2項に定める乙の義務の履行状況を把握するため、必要があると認めるときは、売買物件について実地に調査し、又は乙に対し必要な報告若しくは資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は、調査を拒み、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(乙の通知義務等)

第17条 乙は、指定期間内に、次の各号の一に該当するときは、直ちに、その旨を書面により甲に通知しなければならない。

(1) 売買物件において、施設の建設に着手したとき。

- (2) 売買物件において、施設の建設が完了したとき。
- (3) 乙が住所又は氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名）を変更したとき。
- (4) 乙が解散し、合併し、又は営業を停止し、若しくは営業を譲渡したとき。
- (5) 乙が強制執行、仮差押、仮処分、競売の申立て又は滞納処分を受けたとき。
- (6) 乙に対して民事再生の申立てがあったとき。

（買戻しの特約）

第18条 甲は、乙が本契約第10条及び第13条の規定に違反したときは、売買物件を買戻すことができる。

- 2 前項の規定による買戻しができる期間は、本契約となった日から10年間とする。
- 3 甲は、第1項の買戻しの実行により乙又は第三者に損害が生じても、なんらその責めを負わないものとする。
- 4 甲は、売買物件の所有権移転登記と同時に買戻しの特約の登記を行うものとし、乙は買戻しの特約の登記に必要な書類を甲に提出するものとする。
- 5 前項の登記に必要な登録免許税その他費用は、甲の負担とし、買戻しの特約の登記を抹消する登記に必要な登録免許税その他費用は、乙の負担とする。

（買戻権の行使）

第19条 甲は、前条第1項に定める買戻権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、既納の遅延損害金及び乙の負担した契約の締結に要した費用については、返還しない。

- 2 前項の返還金には、利息を付さないものとする。
- 3 第1項の場合において、乙が本契約第5条の遅延損害金、第21条第1項の違約金又は第22条の損害賠償として甲に支払うべき金額があるときは、それらと返還金とを対当額をもって相殺するものとする。この場合において、既納の売買代金の額が甲の請求すべき金額に満たないときは、乙は、甲が指定する期日までに、その不足額を甲に支払うものとする。

（契約の解除）

第20条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないとき、又は次の各号のいずれかに該当しているときは、買戻権を行使する場合を除き、何らの催告を要せずこの契約を解除することができるものとする。この場合において、解除により乙に損害が生ずることがあっても、甲は、その賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 代表一般役員等（乙の代表役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合には代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。）、一般役員等（法人の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所を代表する者（代表役員等に含まれる場合を除く。）をいう。）又は経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が暴力団関係者（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員以外の者で暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。
- (3) 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。
- (4) 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有して

いると認められるとき。

- (5) 契約等の相手方が(1)から(4)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と下請契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められるとき。
- (6) (1)から(4)までのいずれかに該当する者と下請契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合((5)に該当する場合を除く。)に、甲が当該下請契約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないよう求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。
- (7) 代表一般役員等が団体規制法第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体の役職員又は構成員であるとき。

(違約金)

第21条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。

- (1) 第10条及び第13条の規定に違反し、売買物件の買戻しをされ、又は契約を解除されたときは、売買代金の30%に相当する金額。
 - (2) 前号の場合を除き、この契約を解除されたときは、売買代金の10%に相当する金額(ただし、第4条第4項の規定により契約保証金が甲に帰属するものとなった場合は除く)。
- 2 前項の違約金は、第23条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(原状回復義務)

第22条 乙は、第18条第1項の規定により売買物件の買戻しをされたとき、又は第19条の規定によりこの契約を解除されたときは、甲の指定する期日までに、売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

- 2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又は損傷しているときは、契約解除時の時価により、減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。
- 3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、売買物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第23条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(有益費等請求権の放棄)

第24条 乙は、この契約を解除された場合において、売買物件に投じた有益費、必要費又はその他の費用があってもこれを甲に請求できないものとする。

(返還金)

第25条 甲は、第20条の規定によりこの契約を解除したときは、既納の売買代金を乙に返還するものとする。ただし、当該返還金には、利息を付さない。

- 2 甲は、第20条の規定によりこの契約を解除したときは、既納の遅延損害金及び乙の負担した契約の締結に要する費用は返還しない。

(返還金の相殺)

第26条 甲は、前条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第5条の遅延損害金、第21条の違約金、第22条の減損額又は第23条の損害賠償として甲に支払うべき

金額があるときは、それらの全部又は一部とその返還金とを相殺するものとする。

(契約の費用)

第27条 この契約の締結及び履行等に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

(信義誠実の義務)

第28条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(この契約の効力発生条件等)

第29条 この契約は、香川県議会の議決を得た後、甲が乙に対しこの契約を本契約とする旨の意思表示をしたときに、本契約となる仮契約とする。

2 この契約書は、甲が乙に対し前項の意思表示をしたときに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項に定める契約書となる。

3 甲は、香川県議会の議決を得られなかった場合でも、乙に対し何ら責任を負わない。

(管轄裁判所)

第30条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(疑義の決定)

第31条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

売主（甲） 高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事 池田 豊人

買主（乙） （住所）
（氏名）

売買物件の表示

所在地	地目	公簿面積 (㎡)	用途地域
綾歌郡宇多津町字吉田 4001 番 104	雑種地	15,621.05	工業専用地域
綾歌郡宇多津町字吉田 4001 番 105	雑種地	537.72	工業専用地域
綾歌郡宇多津町字吉田 4001 番 106	雑種地	7,479.05	工業専用地域
綾歌郡宇多津町字吉田 4001 番 107	雑種地	1,362.74	工業専用地域
	合計	25,000.56	

番の州臨海工業団地（宇多津地区）の分譲に当たっての留意事項

都市計画法関連

都市計画区域内

[用途地域] 工業専用地域（容積率200%以内、建ぺい率60%以内）

立地企業が本物件において1,000㎡以上の開発行為（建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更）を行う場合、宇多津町より都市計画法第29条の許可を受ける必要があります。

（問い合わせ先）宇多津町地域整備課 TEL 0877-49-8012

工場立地法関連

特定工場（※）の新設をしようとする場合は、工場立地法第6条の規定に基づく届出が必要です。

※ 製造業等に係る工場又は事業場（敷地面積9,000㎡以上、建築面積3,000㎡以上のいずれかに該当するもの）（＝ 物流倉庫は製造業等には該当しません。）

（問い合わせ先）宇多津町まちづくり課 TEL 0877-49-8009

香川県屋外広告物条例関連

国道30号（瀬戸中央自動車道）の路肩から100m内の範囲であって、当該道路から展望できる範囲内は、香川県屋外広告物条例による市街地地域とされており、屋外広告物の掲出に一定の制限があります。

<http://www.pref.kagawa.jp/toshikei/okugai/>

（問い合わせ先）香川県中讃土木事務所管理課 TEL 0877-46-7469

土壌汚染対策法関連

砕石敷や不陸整正を含め、土地の形質の変更を行う土地の面積が3,000㎡以上であって、土地の掘削（50cm以上の掘削）を伴う場合は、形質変更の着手日の30日前までに、土壌汚染対策法第4条に基づく届出が必要となりますが、今回の分譲地の経歴は概ね以下のとおりですので御確認ください。

[分譲地の経歴]

- ・ 備讃瀬戸航路整備事業として行われた水島港の浚渫により生じた土砂を用い、昭和44年から昭和47年にかけて、公有水面埋立により造成
- ・ 昭和52年より、大東川浄化センター整備に着手。今回の分譲物件は、大東川浄化センター敷地として、構内通路、駐車場、緑地帯として整備されたが、分譲区域内に污水处理施設、污水配管等が設置された履歴は無い

（問い合わせ先）土壌汚染対策法 … 県環境管理課 TEL 087-832-3218

分譲地の経歴 … 県企業立地推進課 TEL 087-832-3356, 3357

香川県雑用水利用促進指導要綱関連

延面積10,000㎡以上である建築物を建築する者に対し、雑排水や雨水等をトイレ洗浄水に再利用するための雑用水利用施設の設置をお願いしています。(倉庫、駐車場その他の建物で、雑用水利用施設を設置することが不相当又は困難であると知事が認めたものを除きます。)

建築確認申請書等の提出前に、県水資源対策課あて、雑用水の利用について御協議いただき、香川県雑用水利用促進指導要綱第5条に基づき雑用水利用計画書の提出を御検討くださるようお願いいたします。

http://www.pref.kagawa.lg.jp/content/etc/subsite/mizu/save_water/zatuyousui/index.shtml

(問い合わせ先) 香川県水資源対策課 TEL 087-832-3128

上下水道配管等

- ・ 南側町道に公共上水道配管有り
- ・ 南側町道に公共下水道配管有り
- ・ 工業用水、都市ガスについては、東側町道内に配管有り(敷地への引込には延長が必要)

建築基準法上の接道

今回の分譲は、町道番ノ州北第3号線(幅員12m)及び町道番ノ州北第4号線(幅員12m)とそれぞれ12m接しています。ただし、分譲地と町道の間には盛土、フェンス等(分譲物件に含む)がありますので、これらの支障物の撤去は購入者の負担になります。

また、分譲地の南東部分で町道番ノ州北第2号線と県有地(大東川浄化センター構内通路)を介して接しています(直接、公道に接しない)。立地企業が町道番ノ州北第2号線を利用する場合、立地企業と県とで覚書を締結する必要があります。なお、当該覚書は、県有地内の通行を承諾する内容とします。県有地上の排他的な占使用は認められませんので御留意ください。

(問い合わせ先) 宇多津町地域整備課 TEL 0877-49-8012

雨水排水

雨水の排水に関しては、立地企業の負担により、県が管理する番の州地区東側泊地(コスモ石油-三菱ケミカル間の泊地)に排水するための共同排水溝まで排水渠を接続する必要があります。

なお、泊地への油膜等の流出が発生した場合、油回収費用の負担・損害の賠償等の、流出元の責任が問われることがありますので、立地企業側で必要な対策をご検討ください。

【公害関連】

水質汚濁防止法関連

水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設(※1)、同法第5条第3項に規定する有害物質貯蔵指定施設(※2)を設置する場合は、水質汚濁防止法第5条に基づく届出又は瀬戸内海環境保全特別措置法第5条に基づく許可が必要です。

また、香川県生活環境の保全に関する条例第2条第8項に規定する汚水等排出施設（※3）を設置する場合又は同条例第2条第9項に規定する水質特定施設（※4）を設置する事業場で日平均排水量が10m³以上である場合は、同条例第25条又は第36条に基づく届出が必要です。

- ※1 水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる施設
- ※2 水質汚濁防止法施行令第2条に規定する有害物質を貯蔵する施設
- ※3 非鉄金属製造業の用に供する鍔（からみ）処理施設
- ※4 香川県生活環境の保全に関する条例施行規則別表第4に掲げる施設

なお、特定施設、汚水等排出施設、水質特定施設を設置する事業場から公共用水域へ排出される水には排水基準が定められており、有害物質貯蔵指定施設には構造基準が定められています。

（問い合わせ先）

水質汚濁防止法に基づく届出
汚水等排出施設の届出

}

県中讃保健福祉事務所環境管理室
TEL 0877-24-9966

瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可申請

県環境管理課
TEL 087-832-3218

ダイオキシン類対策特別措置法関連

ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設（※）を設置する場合は、設置工事の60日前までに、同法第12条に基づく届出が必要です。

なお、特定施設に係る排出ガス又は排水には排出基準が定められています。

- ※ ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1及び別表第2に掲げる施設

（問い合わせ先）香川県中讃保健福祉事務所環境管理室 TEL 0877-24-9966

大気汚染防止法関連

大気汚染防止法第2条に規定するばい煙発生施設（※1）、揮発性有機化合物排出施設（※2）、一般粉じん発生施設（※3）、水銀排出施設（※4）を設置しようとする場合は、工事着手予定日の60日前までに、大気汚染防止法に基づく届出が必要です。

また、ばい煙及び揮発性有機化合物及び水銀等については排出基準が、一般粉じん発生施設については構造・使用・管理に関する基準が、それぞれ定められています。

- ※1 大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる施設
- ※2 大気汚染防止法施行令別表第1の2に掲げる施設
- ※3 大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる施設
- ※4 大気汚染防止法施行規則別表3の3に掲げる施設

（問い合わせ先）香川県中讃保健福祉事務所環境管理室 TEL 0877-24-9966

騒音規制法関連

今回の分譲地は、騒音規制法第4条の規定により宇多津町長が定めた第4種区域であり、工場又は事業場に特定施設（※）を設置しようとする者は、設置工事開始日の30日前までに、騒音規制法第6条に基づく届出が必要です。

※ 騒音規制法施行令別表第1に掲げる施設

(問い合わせ先) 宇多津町住民生活課 TEL 0877-49-8002

振動規制法関連

今回の分譲地は、振動規制法第3条の規定により宇多津町長が定めた第2種区域であり、工場又は事業場に特定施設(※)を設置しようとする者は、設置工事開始日の30日前までに、振動規制法第6条に基づく届出が必要です。

※ 振動規制法施行令別表第1に掲げる施設

(問い合わせ先) 宇多津町住民生活課 TEL 0877-49-8002

悪臭防止法関連

今回の分譲地は、悪臭防止法第3条の規定により宇多津町長が定めたC区域であり、同法第7条の規定に基づき、悪臭防止法施行規則第1章に定められた特定悪臭物質に係る規制基準を遵守する必要があります。

(問い合わせ先) 宇多津町住民生活課 TEL 0877-49-8002

提案書類等作成要領

1 提案書類等の作成

本件分譲に係る提案関係書類として、以下の書類を作成し提出すること。

- | | |
|---------------------------|------|
| (1) 活用計画提案申込書（様式5） | 正本1部 |
| (2) 活用計画提案書（様式6） | 10部 |
| (3) 施設計画図面（全体計画図、建物等平面図等） | 10部 |
| (4) 添付資料 | 各1部 |

- ① 提案者の概要（様式7）
- ② 定款若しくは寄附行為の写し又はこれらに相当する書類（任意様式）
- ③ 直近3期分の財務状況を明らかにした書類（任意様式）
法人等：財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細書等）
個人：所得税確定申告書（青色申告決算書、収支内訳書を含む。）の写し
- ④ 会社案内、経歴書、製品案内書等

※ (2)、(3)には、提案者氏名若しくは社名又は製品名等、提案者が判別できるような表記を行わないよう注意すること。

2 全般的な留意事項

- (1) 提出された提案書類等に基づいて評価を行うため、分譲要領に記載された活用の条件等を十分に把握した上で、具体的に記載すること。
なお、具体的な記載がない場合は、実現可能性が低いと判断し、評価が低くなることがある。
- (2) 提案書の内容は確実に実現できる範囲で記載すること。実現可能性が低いと思われる提案に対しては、実現可能性を確認するために、追加資料の提出及びヒアリングの実施を求めることがある。

3 提案書類等の作成上の留意事項

- (1) 活用計画提案書（様式6）
 - ① 定められた様式に沿って作成すること。様式の内容に沿って、各欄の大きさや枚数を変更することは差し支えない。書式は、A4縦長横書き、片面とする。
 - ② 提案書には、ページ番号を付すこと。
 - ③ 提案者氏名若しくは社名又は製品名等を表記しないこと。
 - ④ A4-Eファイル（縦長）左綴じに綴って提出すること。また、ファイルの表紙に「番の州臨海工業団地（宇多津地区）追加分譲地活用計画提案書」及び登録番号を記載すること。
- (2) 施設計画図面
 - ① 様式は、任意様式とし、施設整備等の内容を示す全体計画図、建物等平面図等とします。書式は、A4横長又はA3横長、片面とし、枚数は10枚以下とする。
 - ② 各図面の右下に図面名称及び図面番号を記入すること。図面番号は通し番号とし、「図面番号/図面総数」で表示すること。
 - ③ 提案者氏名若しくは社名又は製品名等を表記しないこと。
 - ④ A4-Eファイル（横長）又はA3-Eファイル（横長）左綴じに綴って提出すること。また、ファイルの表紙に「番の州臨海工業団地（宇多津地区）活用計画提案書（図集）」及び登録番号を記載すること。

(3) 添付資料

- ① 添付資料のうち、「提案者の概要（様式7）」は、定められた様式に沿って作成すること。様式の内容に沿って、各欄の大きさや枚数を変更することは差し支えないが、できる限り簡潔な内容とすること。
- ② 添付資料①～④をまとめて、ファイルに綴って提出すること。また、ファイルの表紙に「番の州臨海工業団地（宇多津地区）追加分譲地活用計画提案書（添付資料）」及び登録番号を記載すること。また、添付資料①～④の項目ごとにインデックスを付けること。

4 提案書類の返却

提出された提案書類等は返却しない。

また、提出された提案書類等は、審査作業に必要な範囲内において複製することがある。

5 留意点

次のいずれかに該当するときは、提案内容は無効とし、選定の対象としない。

- (1) 提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (2) 提案書類等に記載すべき内容が記載されていないなど、提案書類等が分譲要領で示した要件に適合しないとき。
- (3) 提案書類等に虚偽又は不正があったとき。
- (4) 分譲要領に定める手続き以外の方法により、審査委員会の委員又は香川県職員等の関係者と直接、間接を問わず連絡を求めたとき。

